

議案第四十四号

港区立図書館サービス推進計画改定方針（案）について

令和五年六月十二日

港区教育委員会

令和5年6月12日
教育委員会議案資料 No. 4

港区立図書館サービス推進計画改定方針（案）

【港区立図書館サービス推進計画とは】

港区立図書館サービス推進計画は、「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」において示された5つの方向性のうち、特に「生涯を通じた学び」、「地域社会で支えあう学び」の実現に寄与する区立図書館の将来像を示すものです。

区立図書館サービスの推進に関する多様な施策を総合的に体系化し、今後の施策の基本的な方向性を定めています。

I 改定に当たって踏まえるべき背景

1 社会情勢の変化

(1) 明らかになってきたコロナ禍の影響

ア 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年以降、世界的に新型コロナウイルスが感染拡大し、外出の自粛やマスクの着用が求められるなど、収束が見通せない状況にありました。一方で、テレワークやキャッシュレス決済の普及など、新しい働き方や暮らし方が浸透しました。

その後、感染者数の減少に伴い令和5年3月からマスクの着用が個人判断となり、同年5月には新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類へ移行され、社会はアフターコロナへと向かいつつあり、図書館として、コロナ禍の収束に向けた取組を進める必要があります。

イ 人口動向

区の人口は、令和2年6月以降、これまでの増加傾向から一転して減少傾向となりましたが、令和4年2月からは再び増加に転じています。今後、各年代で人口増加が続くことが見込まれ、令和13年には30万人に達する見通しです。

一方で、世代当たりの人数は減少しており、単身世帯の増加が見られることから、人口増加への対応とともに、包括的な支援体制の構築が求められます。また、世代別にみると近年は子育て世代や子どもの転出超過の傾向がみられ、港区に住みたいと希望する区民が住み続けられるように取組を進める必要があります。

(2) DXの推進

DXの取組は、デジタル技術の革新とともに民間や自治体でも拡がりを見せており、行政サービスの充実や効率化に向け、チャットボット等のAIを活用した最先端技術を取り入れた施策の推進が求められています。

紙書籍と同時に電子書籍の配信を積極的に進める出版社も多く、出版市場においても電子出版の割合はさらに高まっています。音楽や映像の視聴方法についても、CD・DVDによる視聴から配信サービスへ移行しています。

図書館としても、資料の多様化を進めていくとともに、ICTを活用した図書館サービスをより推進していくことが求められています。

(3) 総合的な子ども政策の推進

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、国は「こどもどまんなか」をスロ

ーガンに、子ども政策を総合的に推進する司令塔として、こども家庭庁を設置しました。図書館として、あらゆる子どもに対して、年齢に応じた読書活動を支援し、誰もが本を手に取り、楽しむことのできる環境づくりを構築していく役割が求められています。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

区は、人口増加に伴い要介護・要支援認定者数や障害者数が増加傾向にあり、また、社会構造の変化などの影響により、支援ニーズは多様化しています。図書館として、障害の有無や年齢、国籍等を問わず誰もが読書を楽しむための取組を行う必要があります。また、図書館は、学校、地域の団体や社会教育施設等との連携を行うことにより、地域課題・社会課題への関心喚起、学びの場、情報の記録・発信の場としての役割が一層期待されています。

2 国及び東京都の状況

(1) 国の状況

ア 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（令和2年度～令和6年度）の策定

令和2年7月、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進を図るために「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。基本的な方針として、以下の3方針が掲げられています。

- 1 アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- 2 アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
- 3 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

イ 公民館・図書館等社会教育施設のデジタル活用促進

令和4年6月、「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定されました。この基本方針において、「公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する」などの方針が示されており、公民館・図書館などの社会教育施設は地域コミュニティ機能の維持・強化を担う役割が期待されています。

ウ 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（令和5年度～令和9年度）の策定

令和5年3月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。地方公共団体は、子どもの読書活動の推進が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努めることが求められています。基本的な方針として、以下の4方針が掲げられています。

- 1 不読率の低減
就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実、不読率が高い状態の続く高校生での探求的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定 等
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的アクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進
子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

(2) 東京都の状況

ア 第四次東京都子供読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、東京都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す「第四次東京都子供読書活動推進計画」が策定されました。基本方針として、学校(園)、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していくことが示されました。また、計画の目指すものとして、以下の4点が掲げられました。

- 1 乳幼児期からの読書習慣の形成
- 2 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
- 3 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進
- 4 読書の質の向上

3 港区の状況

(1) これまでの取組等

ア 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う東京都知事の不要不急の外出自粛等の要請を踏まえ、令和2年3月28日から令和2年5月25日まで全区立図書館の完全休館を行いました。

令和3年度以降も、閲覧席の縮小や講座の定員の制限などの感染拡大防止策を講じながら通常どおり開館してきました。緊急事態宣言期間中は予約図書の無料郵送サービスを実施しました。

イ 電子図書館サービスの開始

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、区民生活の変化に対応するため、令和3年11月から、利用者が自宅にいながら自分の端末で電子書籍を借りて読むことができる「港区電子図書館」を開設しました。計画で定めている電子書籍所蔵タイトル数、貸出タイトル数はどちらも大きく目標を上回っております。

ウ 三田図書館の移転、開設

令和4年4月1日に産業振興センターとの複合施設である札の辻スクエアに移転開設しました。港区立図書館として最大の面積及び最多の蔵書をもつ図書館として、多様な人々の出会いを地域につなげる「出会いと発見にあふれ、未来を拓く『学び』を支える図書館」として運営しています。移転後の三田図書館では、産業振興センターと連携しビジネス関連情報等を提供するほか、自動予約受取サービスや座席予約システムの導入など、新たな取組を行っています。

エ 全ての区立図書館の指定管理者による運営開始

令和4年4月1日にみなと図書館の運営が指定管理者となり、高輪図書館分室を含む全ての区立図書館が指定管理者による運営となりました。併せて中央館的機能がみなと図書館から三田図書館に移行しました。

オ 台場図書館の開設

区立図書館のない台場地域において図書館サービスを補完する機能を担っていた港区立台場区民センター図書室を、台場コミュニティーぷらざ等の大規模改修工事を機に、令和6年度から図書館法に基づく図書館に移行します。

多様な学びの機会を提供し生涯学習施設である図書館を核とした台場地域のさらなる魅力向上に繋がります。

(2) 港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施

区では、令和4年11～12月に、以下の対象に港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査を実施しました。なお、⑥については学校教育推進計画の改定に向けた基礎調査の一環として実施しました。

- ① 18歳以上の区民 1,500名
- ② 区内在勤・在住各 600名（インターネットモニター）
- ③ 0歳～小学校4年生の子ども保護者 1,000名
- ④ 小学校5年生～高校3年生相当の子ども本人 1,000名
- ⑤ 小学校5年生～高校3年生相当の子ども保護者 1,000名
- ⑥ 区立小学校5年生 1,534名、区立中学校2年生 692名
- ⑦ 港区立図書館6館1分室の来館者

ア コロナ禍による区立図書館へのニーズや意識の変化について

(ア) 新型コロナウイルス感染症拡大前と比較した場合の読書習慣の変化

- ・コロナ禍による読書習慣の変化について、大きな変化は見られませんでした。

(イ) コロナ禍での行動変容

- ・在勤者（モニター調査）や小学校5年生～高校3年生相当（本人）では、図書館利用に関して、新型コロナウイルス感染症の影響は殆どない一方、コロナ禍で図書館利用を控えている区民（郵送調査）が一定数いることがうかがえます。

イ 利用者の利便性向上や新規利用の誘発に向けたICT活用方法等について

(ア) ICTを活用したサービスの認知度及びニーズ

- ・ICT関連のサービスの認知状況については、区民（郵送調査）、在住者（モニター調査）、小学校5年生～高校3年生相当（本人）では「館内のパソコン、図書館ホームページを利用した蔵書検索」「館内のパソコン、図書館ホームページでの資料予約」「インターネットを利用できるパソコンの利用」など一部のサービスの認知は高い一方、「音声読み上げ機能のついた電子書籍等の貸し出し」「座席予約サービス※」「予約資料コーナー※」など十分に知られていないサービスも散見されます。また、在勤者（モニター調査）では、区民（郵送調査）等と比較して、全てのサービスで認知度が低くなっています。
- ・これまで利用経験がなく今後利用したいサービスとして、区民（郵送調査）、在勤者（モニター調査）、在住者（モニター調査）では「館内での無線LAN（Wi-Fi）接続サービス」「座席予約サービス」「館内のパソコン、図書館ホームページを利用した蔵書検索」等が上位に挙げられており、ICT関連サービスへの潜在的なニーズはあると考えられます。

※「座席予約サービス」「予約資料コーナー」は、三田図書館のみ。

ウ 電子書籍サービスの認知度、利用状況

- ・港区立図書館の電子書籍サービスの認知率は、区民（郵送調査）では10%台後半、在住者（モニター調査）では20%台後半、来館者でも約6割にとどまり、今後、さらなる浸透が求められます。
- ・利用経験率は、どの調査結果でも1割未満にとどまり、十分に利用されていません。
- ・利用意向率を年齢別に見ると、70歳以上は認知度が高いものの利用意向率は低く、他の年齢層では認知度は低いが、利用意向率は高い傾向にあります。

エ 幅広い資料の収集に対する評価

- ・利用者の蔵書数と蔵書内容（バランス）の満足度は、「肯定的評価」がともに約7割を占める一方、「否定的評価」はともに2割未満にとどまっています。

オ 区民の潜在的ニーズの把握と区民に寄りそった図書館運営について

(ア) 港区立図書館の利用意向

- ・今後の港区立図書館の利用意向を過去1年間の利用状況別でみると、利用者では8割以上、未利用者でも、区民（郵送調査）で約6割、在勤（モニター調査）でも3割半ばが「利用したい」と回答しています。

(イ) 港区立図書館の利用促進に求められるサービス

- ・より多くの方が港区立図書館を利用するために、「利用者ニーズに応じた本を所蔵する」「身近なところで本の貸出・返却ができる」「居心地のよい環境をつくる」「話題の本・CD等を提供する」「子どもが読書に親しむ取組を行う」等のサービスをより重視することが求められます。

(ウ) 利用したい時間帯

- ・港区立図書館を利用したい時間帯について、区民（郵送調査）、在住者（モニター調査）では「日曜日の午後」「土曜日の午後」、在勤者（モニター調査）では「平日の夕方」「平日の20時以降」、来館者では「平日の午後」「平日の午前」の時間帯での利用ニーズが高くなっています。

(エ) 港区立図書館の満足度

- ・図書館サービス全体の総合満足度については、全ての館で「肯定的評価」が8割を超えており、利用者の港区立図書館に対する満足度は高くなっています。

カ 子どもの読書活動や図書館利用について

- ・小学校5年生～高校3年生相当（本人）では、自分と同年代の子どもがもっと多く本を読むようになるために必要なことについては、3割が「友だち同士で本をすすめあう」と回答しています。
- ・0歳～小学校4年生（保護者）、小学校5年生～高校3年生相当（保護者）によると、子どもが今以上に港区立図書館を利用するために、「身近なところで本の貸出・返却ができる」「子どものニーズに応じた本を所蔵する」「子どもや親子連れだけが利用できるフロアやスペースをつくる」「居心地のよい環境をつくる」等のサービスをより重視することが求められます。

II 背景から見た課題

- 1 アンケート調査の結果によると、これまで利用経験がなく今後利用したいサービスとして、「館内での無線LAN（Wi-Fi）接続サービス」、「（三田図書館のみ）座席予約サービス」などのICT関連サービスが多く挙げられていることから、ICTを活用した図書館サービスの充実が求められています。
- 2 港区立図書館が図書館資料の閲覧や貸出以外の様々な図書館サービスを提供していることが認知されていないので、積極的な周知が必要です。
- 3 視覚障害者等の読書環境の整備を行うために、デイジー図書や点字図書、音声読み上げや文字の拡大・色の調整等が容易にできる電子書籍サービスのコンテンツを充実させるとともに情報発信を行い、読書バリアフリーを進めていく必要があります。
- 4 高校生で不読率が高い状態が続いていることもあり、国は「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の基本方針で、不読率の低減を掲げています。そのため、乳幼児から高校生の年代に至るまで、年齢に応じた読書活動を支援していく必要があります。
- 5 一般向けに販売されている電子書籍は増加している一方で、図書館向けに著作権処理され、電子図書館で購入できるコンテンツ数は少ない状況です。電子図書館の中には、貸出期間や回数が制限されている期限付きのコンテンツも多くあります。今後の図書館資料の収集に当たっては、こうした特性を踏まえながら資料を収集していく必要があります。

Ⅲ 改定の方向性

- 1 図書館の利用方法やニーズ、読書・情報収集の方法の変化を捉えたサービスを積極的に提供します。
 - (1) 書籍、雑誌、新聞、電子書籍、インターネットなど図書館資料の提供方法の多様化を進めます。
 - (2) 令和6年度に新たに開館する港区立台場図書館を含めて、港区ならではの特徴を踏まえた郷土・行政資料や外国語資料の収集、各館ごとの地域特性を踏まえた資料を収集し蔵書を充実します。
 - (3) 年齢にかかわらず、勉強、仕事、調べ物や交流をするための場所としての機能を充実し、居場所としてのサービス提供を図ります。
 - (4) ICTを積極的に活用した取組を推進します。

- 2 子どもから成人に至るステップに応じた読書・情報収集ができるよう資料・環境・サービスの充実に取り組みます。
 - (1) 読書活動のきっかけとなるのは、乳幼児期における家庭の取組が重要です。家庭での読書活動の取組を促しながら、子どもが本に触れ、親しむため、情報提供や相談対応はもとより、特別な配慮を必要とする子どもを含め全ての子どもが読書活動ができるよう区立図書館の支援のあり方を考え、取り組んでいきます。
 - (2) インターネットの利用開始時期が低年齢化してきており、また、AIを活用したデジタル技術が身近になってきています。様々な状況から自らに必要な知識や情報を取捨選択できるようになるには、情報リテラシーを育むことが必要です。学校教育と連携し、調べ学習を充実するなど、図書館資料を活用した事業を実施します。
 - (3) 子どもの読書への関心を高めるため、図書館の職場体験や同世代のつながりを生かし、子どもが主体となって本を紹介したり、話合いや批評をしたりする活動の更なる充実に努めます。

- 3 あらゆる人々が読書を楽しみ、情報にアクセスできるように取り組みます。
 - (1) 港区電子図書館に関わる情報発信やコンテンツを充実させ、読書バリアフリーを推進することで、誰もが読書を楽しめるよう取り組みます。
 - (2) 情報バリアフリーのみならず貴重本の保管にも有効な、資料の電子化を進めます。
 - (3) 図書館に来館することが困難な人、仕事や家事・育児のために図書館に来館しにくい人にとって、図書館サービスを利用しやすくなるよう取り組みます。
 - (4) 港区立図書館が図書館資料の閲覧や貸出以外の様々な図書館サービスを提供していることを発信し、更なる利用促進につなげていきます。
 - (5) レファレンスサービスや講座講演会など地域の課題解決につながる取組を充実します。

- 4 学校、地域の団体や社会教育施設等との連携を深め、図書館資料の提供など生涯を通じて豊かな学びを支援する事業に取り組みます。
 - (1) 学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を充実させるための支援を行います。

- (2) 地域の団体、社会教育施設の活動に対する学びの支援や資料提供など、それぞれが持つ資料や人材を相互に活用し、生涯学習活動を活性化していきます。
- (3) 郷土歴史館及びみなと科学館と連携し、港区の歴史、文化、科学を学ぶ取組を進めます。
- (4) 読書活動、図書館活用を推進するため、ボランティアを継続して育成し、活動の支援を行います。

IV その他

1 検討体制

計画の改定に当たっては、様々な視点を踏まえ検討するため、学識経験者、公募区民等で構成する「港区立図書館サービス推進計画検討委員会」を設置します。

また、区政全般に対して施策の横断的な展開を図るため、「港区立図書館サービス推進計画検討会」を設置します。

2 改定スケジュール

令和5年6月	港区立図書館サービス推進計画改定方針の決定
令和5年11月	港区立図書館サービス推進計画（素案）の決定
令和5年11月～12月	区民意見募集
令和6年3月	港区立図書館サービス推進計画改定

港区立図書館サービス推進計画改定方針（案）概要

I 改定に当たって踏まえるべき背景

1 社会情勢の変化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響
- (2) 人口動向
- (3) DXの推進
- (4) 総合的な子ども政策の推進
- (5) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

2 国及び東京都の状況

(1) 国の状況

- アクセシブルな電子書籍等の普及等を方針とした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定された。
- 「デジタル田園都市国家構想基本方針」では、公民館・図書館などの社会教育施設は、地域コミュニティ機能の維持・強化を担う役割が期待されている。
- 不読率の低減や多様な子どもたちの読書機会の確保等を方針とした「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定された。

(2) 東京都の状況

- 「第四次東京都子供読書活動推進計画」の基本方針では、学校(園)、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していくことが示された。

3 港区の状況

(1) これまでの取組等

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、閲覧席の縮小や講座の定員の制限などの感染拡大防止策を講じながら通常どおり開館し、緊急事態宣言期間中は予約図書[※]の無料郵送サービスを実施した。
- 令和3年度に、「港区電子図書館」を開設した。
- 令和4年度に、三田図書館が産業振興センターとの複合施設である札の辻スクエアに移転開設した。
- 令和4年度に、全区立図書館が指定管理者による運営となった。
- 令和6年度に、台場区民センター図書室を図書館へ移行し、港区立台場図書館を開設する。

(2) アンケート調査の結果（調査期間：令和4年11～12月）

- コロナ禍による読書習慣の変化について、大きな変化はない。
- コロナ禍で図書館利用を控えている区民が一定数いる。
- ICT関連のサービスについては、「音声読み上げ機能のついた電子書籍等の貸し出し」「座席予約サービス」「予約資料コーナー」など十分に知られていないサービスが散見される。
- これまで利用経験がなく今後利用したいサービスとして「館内での無線LAN接続サービス」「座席予約サービス」などのICT関連サービスが上位に挙げられている。
- 電子書籍サービスの認知率は、来館者でも約6割にとどまり、利用経験率は1割未満の一方、利用意向率は高い傾向にある。
- 港区立図書館の利用促進のために、「利用者ニーズに応じた本の所蔵」「身近なところで本の貸出・返却」「居心地のよい環境」「話題の本・CD等を提供」「子どもが読書に親しむ取組」等が求められている。
- 自分と同年代の子どもがもっと多く本を読むために必要なことについて、3割が「友だち同士で本をすすめあう」と回答している。

II 背景から見た課題

- 今後利用したいサービスとしてICT関連サービスが注目されており、ICTを活用した図書館サービスを推進する取組が必要
- 港区立図書館が図書館資料の閲覧や貸出以外の様々なサービスを提供していることの積極的な周知が必要
- 視覚障害者等の読書環境をより充実させ、読書バリアフリーを進めていくことが必要
- 高校生で不読率が高い状態が続いているため、乳幼児から高校生の年代に至るまで、年齢に応じた読書活動を推進する取組が必要
- 図書館向けに著作権処理され電子図書館で購入できるコンテンツ数は少なく、期限付きのコンテンツも多くある。今後の図書館資料の収集に当たっては、こうした特性を踏まえながら資料を収集していくことが必要

III 改定の方向性

1 図書館の利用方法やニーズ、読書・情報収集の方法の変化を捉えたサービスの積極的な提供

- (1) 図書館資料の提供方法の多様化
- (2) 令和6年度に新たに開館する港区立台場図書館を含め、郷土・行政資料や外国語資料など、各館ごとの地域特性を踏まえた資料の充実
- (3) 居場所としてのサービスの提供
- (4) ICTを積極的に活用した取組の推進

2 子どもから成人に至るステップに応じた読書・情報収集ができるような資料・環境・サービスの充実

- (1) 子どもが本に触れ、親しむため、情報提供や相談対応に加え、全ての子どもが読書活動ができるような支援の実施
- (2) 自分が置かれた状況に必要な知識や情報を取捨選択できるようになるには、情報リテラシーを育むことが必要。学校教育と連携し、図書館資料を活用した事業を実施
- (3) 子どもの読書への関心を高めるため、図書館の職場体験や本の紹介、話し合い、批評等の子どもが主体となる活動の更なる充実

3 あらゆる人々が読書を楽しみ、情報にアクセスできる取組

- (1) 港区電子図書館に関わる情報発信やコンテンツの充実
- (2) 資料の電子化の推進
- (3) 図書館に来館することが困難な人、仕事や家事・育児のために図書館に来館しにくい人にとって、図書館サービスを利用しやすくなるような取組の推進
- (4) 図書館が資料の閲覧や貸出以外の様々な図書館サービスを提供していることの発信
- (5) 地域の課題解決につながる取組の充実

4 学校、地域の団体や社会教育施設等との連携を深め、図書館資料の提供など生涯を通じて豊かな学びを支援する取組

- (1) 学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を充実させるための支援
- (2) 地域の団体、社会教育施設の活動に対する学びの支援や資料提供など、それぞれが持つ資料や人材を相互に活用し、生涯学習活動の活性化
- (3) 郷土歴史館及びみなの科学館と連携し、港区の歴史、文化、科学を学ぶ取組の推進
- (4) 読書活動、図書館活用を推進するボランティアの育成と活動の支援